

第二十六回 参議院建設委員会議録 第二十六号

(三五二)

昭和三十二年四月十八日(木曜日)午前
十時二十九分開会

委員の異動

四月十七日委員石坂豊一君辞任につき、その補欠として西田信一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 中山 福藏君
理事 石井 桂君
石井 忠恭君
岩沢 西田 田中

桂君
忠恭君
西田 信一君
田中 一君

委員

稻浦 鹿藏君
小山邦太郎君
斎藤 昇君
中野 文門君
武藤 常介君
内村 清次君
大河原 一次君
北 勝太郎君
村上 義一君

事務局側

建設政務次官 小澤久太郎君
建設省道路局長 富権 凱一君

政府委員

常任委員 武井 鶴君
専門員 三橋 信一君
説明員

本日の会議に付した案件
○理事の補欠互選

○高速自動車国道法案(内閣提出、衆議院送付)
○道路整備特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中山福藏君) ただいまから委員会を開会いたします。
委員変更の件を御報告申し上げます。四月十七日、石坂豊一君が辞任され、補欠として西田信一君が指名されました。

○委員長(中山福藏君) お詫びいたしました。委員の移動の件は、理事一名が欠員になつておりますので、この際その補欠互選を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(中山福藏君) 御異議ないと存じます。つきましては、この補欠互選は成規の手続を省略して、委員長の指名に御一任いただきたいと存じます

が、「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(中山福藏君) 御異議ないと存じます。つきましては、この補欠互選は成規の手続を省略して、委員長の指名に御一任いただきたいと存じます

る、提案されるというよりも、審議してもららる案といふものですね、この立場は高速自動車国道の場合にはどこが提案することになりますか。

○政府委員(富権凱一君) 連輸省及び建設省でございます。

○田中一君 その場合、国土開発総貫自動車道を定めておる計画路線と

言ひますか、別表にある計画路線にの

るものであるならば、その場合にはだ

れがどういう形で提案するつもりです

か。

○政府委員(富権凱一君) 国土開発総

貫自動車道建設法に基きまして、国土

開発総貫自動車道建設審議会にかけま

すものは、同法の政令によりまして、

運輸省、建設省が提案いたすことにな

るわけでござります。

○田中一君 そういう政令の案はもう

できておるのであります。できておるな

ら、一つお示し願いたい。

○政府委員(富権凱一君) その政令の

案はただいま検討中でございまして、

まだできておりません。

○田中一君 国土開発総貫自動車道建

設法の中のどとに、審議会にかかる案

の立案、提案権は建設大臣並びに運輸

大臣が持つのだといふ規定はどこにござりますか。

○政府委員(富権凱一君) 総貫道法に

括して議題に供します。

御質疑の方は順次御発言を

願います。

○田中一君 国土開発総貫自動車道法案をおきましては、その点が明瞭ではないのでござります。第三条、第五条におきまして、予定路線の決定並びに基本計画の決定が行うことになつておるわけでございます。先ほど

申し上げました国土開発総貫自動車道法におきましても、提案するのは運輸省、建設省になると、ことを申し上げましたのは、同法の第十六条に、本計画を定めることになるわけでございます。

○政府委員(富権凱一君) それはお話を通りに、総貫自動車道につきましては、総理大臣が予定路線を決定し、基本計画を定めることになるわけでございます。

○田中一君 それが高速自動車国道の路線と、それから国土開発総貫自動車道の路線と同一のものであつた場合にはほどどちらが出すことになりますか。

○政府委員(富権凱一君) 総貫自動車道はこれを高速自動車国道として建設、管理するわけでございますが、総

貫自動車道としてはその予定路線の決

定並びに基本計画の決定は総理大臣に

なるわけであります。

○田中一君 そうしますと、同じ路線

であつても、国土開発総貫道の場合には総理大臣がやるんでしょうか、それともそれがすなわち高速自動車国道で

あつた場合には、運輸、建設両大臣が提案してもいいんじやないかと思うのです

ですが、その点はどういう調整をはかるつもりですか。

○政府委員(富権凱一君) それで、なるほど高速自動車国道法

で指定しようとする路線は、この法案に

ある通り、運輸、建設両大臣が提案するでしょう。しかしその同じ高速自

動車道の場合は、基礎的なものは両大

臣がやるでしようが、現在ありますと

自動車国道であつても、国土開発総貫

道の方には別表がついておりまして、おおよそ経過しなければならぬ土地がきめられておるわけでございます。こ

れに該当いたしまして、総理大臣が予

えなければならぬのでございまして、

総貫道につきましては、総理大臣が予

定路線並びに基本計画の決定をいたす

わけであります。

○岩沢忠恭君 今の道路局長の説明お

うでないかと思いますが、その点はど

うです。

○岩沢忠恭君 今この本法の第

四条に、「国土開発総貫自動車道の

1

予定路線のうちから政令でその路線を
指定したもの」、こうしたことになれ
ば、当然整理大至ははずれて、建設大

臣及び運輸大臣でこれをやるということになるのぢやないですか。

○政府委員(富樺凱一君) 予定路線のうちから政令で定める路線を指定いた

しましたものが高速国道になるわけでござりますから、高速国道になりますれば、その建設、管理は建設大臣と、

○田中一君 別表に経過地点といふも
うことにいたしてござります。

のを示してあるから、その分にのるも
のの場合は、高速自動車道として何ら

経過地点を示してないものよりも強い
ということになるわけですか。従つて
質問自動車道の場合は、急里でまじ

総貿易会議の場合には、総理大臣が審議会に対する提案をするんだということになるんですか。それとも同じ路

線なんですか。結局のものは完成してから指定するか、完成する前に指定

して建設するかということに考え方の順序があると思うのです。たとえば路

線を指定してから建設する。建設ができたから国道として指定するというとの見方は両方あると思うのです。そ

ここで縦貫自動車道の場合には、もはや経過地点というものを示してあるので

すから、それがあるいは常識的には当然高速自動車国道であるという見方を

するならば、その場合にどうちが審議会に対して提案するかということを伺つて、いふのです。

○説明員(三橋信一君) お答え申し上げます。しかし法律的なことではござい

ますので、私からお答えいたとして
ただきます。縦貫道法によりますと、
予定路線、別表にございます中央道そ
の他の路線につきまして、これの予定

路線をきめるための立案、それの決定、それからそれについての基本計画の決定、それは總理大臣がやることになります。總理大臣がいたさねばならぬものと考へます。ところが、これで計画予定路線並びに基本計画が定まりますが、その縦貫道の法律のみによりましては、この道としての性格がはつきりいたしません。そこでこれを今回の国道法によります高速自動車国道といたしたいと思います。それからそれにつきましての具体的な整備計画、これは第五条にござります。それにつきましては、建設、運輸両大臣がこれを立案しまして審議会にかけることになつております。

を得ないのである。もう審議会の審議権をもつて、時間と空間をかけて調査したものとの路線をまとめるにあたるは、ある相当な金を使つても受けられると思うのである。同時にまたその路線といふものを審議会の委員は審議をする場合には是非の判断ができるまでも受けれると思うのである。同時にまたあるといふのです。そうすると、起點と終点だけを示して審議会にまず第一に審議をお願いして、そらしてその答申案に基いて実測並びに調査をするのか、あるいは予定路線の設定といふことを企画する総理大臣、または両大臣が調査実測を全部完了して審議会に提案審議を受けようとするのかですね、非常な違いがあるのである。もう少し言ふならば、ちょっと言葉が過ぎるかもしれないけれども、こういう形の高速自動車道といふものが一部の政治家の食い心配せざるを得ないのである。もう少し高いところから、日本の国民経済のま

○政府委員（小澤久太郎君）　この審議会にかけます際に、起終点だけで、その途中を別に案がなくしてかけるといふことは、事務当局といたしましては責任がないように思われますので、やはり事務当局といたしましては、ちゃんとして調査いたしまして、その結果こういうふうになつたといふことで、かけるといふうにいたしております。

ぬと思うのです。それが多數党の、いわゆる与党的政治的な意思によつて、この路線が決定されることをおそれるから、重ねて何うわけなのですけれども、私はむろん一応の経過地点とやらものも、起点、終点を示す場合に盛り込んでも差しつかえないと思いますけれども、一応これに立てる、この区域に建設したいのだ、予定路線を作りたいのだというときには、前に審議会に付議するのも一つの方法であろうと思うのです。その方が間違いはないのではないかと思うのです。予想されておりますところの審議会の委員といふものは、少くとも与党であろうと野党であるら、そういう政治的な意味がたくさんござりますから、責任がある委員を出しませうじやないかといふ話し合いも進めております。従つて、巨額の調査費を使って、両大臣が実測調査をしたものを押しつけられるという傾向は避けたいと思うのです。そういう意味から言つてです、今小澤政務次官が言つたように、相当の予算を使つて調査実測をして、これが是なりと信じるものだけを付議するのだということでは、私が心配している問題は解決されないと思つのです。私は小澤政務次官の答弁は不満足です。従つてもむろん閣議できまつて、この御発言ではないのじゃないかと思いますが、これは一つ連輸大臣、建設大臣、總理大臣とともに御出席を願いまして、この審議会に付議しようといふ、提案しようといたしました。この案件はどの程度のものを審議をしてもららかといふことを明確に示していただきたいと思うのです。もしも小澤政務次官が、自分が今言つた

発言が政府の意思であるといふなら、私は非常に不満足です。従つてあなたを軽く見るわけじゃございませんが、總理並びに建設、運輸の三大臣について、提案の持ち方について念を押しておきたいと思うんです。

○政府委員(小澤久太郎君) ただいま田中委員がおっしゃいました国民経済上非常にまあ大事なことであるということは、これは当然のこととござります。それからこの路線は、やはり国民の全般の利益あるいは經濟の向上のために資する道とございまして、單なる政治的に解決するというような問題ではございませんので、やはり根本的にちやんとした路線を選すべきである、これは当然でございます。しかしながらこれを審議会に出します際に、やはりちやんとしたいろいろなデータをそろえて出しませんと、御審議のいろいろな参考になりませんので、やはりちやんとしたデータをそろえる。そして調査もして、そうして出すのが私は事務として当然じゃないか、そういうふうに考へるものでござります。

○田中一君 当然審議会の意思が、これがよいであろう、その路線に賛成であるということになつて、初めて調査、実測をするのも可能なんです。先ほど例として申し上げたように、国会に予算局といふようなものを持っておりまして、そうして積み上げたところの予算といふものと同じようなデータを持ちながら國会の審議が持たれるならば、もつとわれわれの持つ予算の審議権といふものによつて、十分なる審議ができるのであります。しかし何と

いつでも、まあ官僚諸君が持つておるところの統計と申しますか、長年積み上げた資料というものを国会では持ちません。ただ現われたものを、自分の能力の限界において質問をして満足しているのが現状なんです。私は常々そち、そして前年度、前々年度、数年前からの積み上げの予算の資料といろいろのものを準備しながら國の予算を検討するならば、もう少し万全な正しい政治が行なわれるのじやないかと思うのです。と同じように、今度の日本の経済再建の基本となるような大事業、これが単なる運輸、建設両大臣の意思によって、既定事実として積み上げたものを使議会に付議するようなものであってはならないと思うのです。従つて当然積み上げられたところの調査の結果を提案する前に、考え方の中にあらる路線といふものを、一応審議会に前に詰つてやるべきが万全の策ではなかろうかと思うのです。そのためにはわれわれは国土開発総貫自動車道、この法律の中にも、あえて目をつぶつて起點、終点といふものを、定規で一本線を引いたあの別表を盛り込んだわけなんです。その懸念からわれわれが盛り込んだわけです。これはまあ小澤政務次官も当時一緒になって論議した仲間ですから、よく御存知でしょう。こういうことをしなければ、これはしかしながら、そのため多少の動きは、技術的けれども、そうした形の計画といふものを見さなければ、一ぺん作つたら、なかなか変更のできない高速自動車国道でありますから、事前に審議を受け

るというような形をとつてほしいと希望しているわけなんですね。従つてどこまでも小澤政務次官が、私が申上げたような前段の扱い方をしないといふならば、やむを得ませんから、建設、運輸、総理の三大臣に御出席願つて、この国民経済に及ぼすところの影響が甚大であるということを、まる私は御説明申し上げて、最後的な答弁を聞きたいと思うんです。

○田中一君 今の政務次官の答申は当然なんですね。それは当然そらあるべきなんですね。従つてこれは小澤さんよく御承知の通り、縦貫自動車道の場合でも、ああして起点、終点に定規を当てて、目をつぶつて線を引いたといふことの考え方は、計画として一応現われていなければならぬ。従つてこの高速自動車国道——現在考えておる線はございませんといふと、いよいよ答申を、前回の委員会にも道路局長は言つておりますけれども、筋骨状になるが並行線になるか存じませんけれども、一応の計画といふを、ここにあります通り、閣議決定してやるということになつておりますから、閣議決定の前に、やはり国会に示してもらわなければ私はいかぬと思ひます。これならば一応納得するものもあります。しかしそういう条件がこの法律案にはございませんから、審議会といふものに提案する案件といふものは、まあ国土開発縦貫自動車道でわれわれが承認し、可決したといふあの方考え方ぐらいは、審議会に事前に示して、そうしてその答申に待つて調査、実測をするといふ方向にいくことが妥当ではないかと思うんです。これは国土開発縦貫自動車道ではつきりこの例はあなたも賛成をして、むろん私も賛成をして、そろしてきめた考え方なんですね。従つて法律案に国会の承認を経るとは今さら申しません。申しませんが、審議会にだけは、事前にそういうような考え方をお示しにならないと、非常に危険があるといふことが予想されるから申しておるわけでありますが、その点は小澤政務次官も同じような構想で、あなたの別表をとれといふ方の主唱者だったと記憶しています

が、前例があるのです。片一方の国十開発縦貫自動車道の方にはそういうとくうな別表といふもので、国民にこの間をやるのだと示してやらなければならぬのですから、同じような示し方をまず調査、実測をする前に審議会に示すといふ方途はとつていただけませんかね。

○田中一君 いや、これは当然この自動車国道ですから、一般交通じゃないのだから除くということになっているのだろうと思います。そうしますと、この道路交通取締法はこの部分のどの範囲までのものに適用されるかということを伺いたいと思います。

○説明員(三橋信一君) これは高速自動車国道は、この高速自動車国道法の付則によりまして道路の種類の中に入れてございます。従いまして、道路交通取締法の二条の第二項で「道路とは、道路法による道路、」という定義がございます。この道路の中に当然入ってくるわけございまして、従いまして、道路法による道路一般の適用は、道路法による道路、「」といふのがございます。この道路の中には受けるわけでございます。

○田中一君 速度だけをこれで定めるのがございます。この道路の中には受けるわけでございます。この道路の中には受けるわけでございます。

○田中一君 速度だけをこれで定めるのがございます。この道路の中には受けるわけでございます。

○田中一君 いや、そういうところの道路交通取締法をわれわれは知らないものが、しかしこれは重大な問題なんですが、しかしこれは重大な問題なんだから、こういう愚問を発するわけです。これは事人命に関する問題ですから、すべてに優先しなければならないものだと思うのですが、どういう考え方を持つておるかはつきり伺つておきたいと思うのです。

○田中一君 それから現在道路交通取締法ではその場合にはどういる明示があるか。同時にまた現在どういう扱い方をしているか、現実に。これはおそらく非常にこの高速自動車国道というものの機能を完全にそれを遂行しようという、発揮しようというならば、こんなこと速記録に残したくないが、一人の犠牲者が出てきたときに、それはひいてもいいことにならひいていいといふことにはならぬといふふうに考えております。

○田中一君 そうすると、こういう道路も現在あると思ひますけれども、刑法上の判決はどうなつております。従来の。

○説明員(三橋信一君) ただいまその資料その他を持ち合せておりませんが、私どもまあ從來聞いておりますところでは、先ほど御答弁申し上げましたように、たとえば車道を歩いておった、それで自動車にひかれたと申します場合には、その歩いたこととの妥当性でございますが、それによりまし

て、妥当性と申しますか、違法性と申しますか、その程度によりまして、ひいた者の責任が軽減される、あるいは民事上の賠償の問題になりますれば、それが一つのひいた者の責任の方を軽減する要素になるといふうに了解しております。

○斎藤昇君 私ついでにお伺いいたしましたが、國鐵の場合はどうですか。

○田中一君 幸い内村君がおられます

が、國鐵の機関車の運転士の注意義務もまた同じことである、御心配はなからうと思います。

○田中一君 幸い内村君がおられます

造の道路にいたしますが、通常走る速度といたしましては百キロ程度を予定いたしております。

○斎藤昇君 なおこれは高速度自動車国道となつておりますが、国道のいわゆる自動車の専用道路といふのはこれだけになるわけでございますね。高速度の自動車国道といふものは、別にまだ考へてない、こうしたことでございますか。

○政府委員(富樫凱一君) ただいまのところは、高速自動車国道だけを自動車専用で走らせるように考へておりますが、将来は現在の一級国道、二級国道その他の府県道等におきましても、一部分自動車専用にしなければならぬようなることにならうと考えております。

○斎藤昇君 その場合には、またその法律をお作りになるお考へですか。

○政府委員(富樫凱一君) その場合には、道路法の改正をいたしたいと考えております。

○斎藤昇君 じや道路法の改正で自動車だけの専用道路というものをまた別に設けられるわけですか。

○政府委員(富樫凱一君) 今度の改正でも、自動車だけが通る道も道路といふ定義をいたしたわけでございます。

○斎藤昇君 ただ、今の道路法には、道路法の改正をいたしたいと考えております。

○政府委員(富樫凱一君) ただいまのところは、高速自動車国道だけを自動車専用で走らせるように考へておりますが、将来は現在の一級国道、二級国道その他の府県道等におきましても、一部分自動車専用にしなければならぬようなることにならうと考えております。

○斎藤昇君 その場合には、またその法律をお作りになるお考へですか。

○政府委員(富樫凱一君) その場合には、道路法の改正をいたしたいと考えております。

○斎藤昇君 じや道路法の改正で自動車だけの専用道路といふものをまた別に設けられるわけですか。

○政府委員(富樫凱一君) 今度の改正でも、自動車だけが通る道も道路といふ定義をいたしたわけでございます。

○斎藤昇君 ただいまのところは、高速自動車国道といふものは、別にまだ考へてない、こうしたことでございますか。

○斎藤昇君 大体この高速自動車道路は、まあアメリカあたりで言うエクスプレス・ウェイとか、あるいはフリー・ウェイとか言つておりますね。大体あ

いうものと觀念してよろしくうござりますか。

○政府委員(富樫凱一君) アメリカで言つておりますフリー・ウェイ、エク

スプレス・ウェイがこの高速自動車車道の觀念でございますが、さしあたり作る予定をいたしております名古屋一神戸間の道路などはフリー・ウェイといった觀念でございます。

○岩沢忠恭君 最後に一つ、十三条で、各幅が二十メートルをこえるということを規定してあるのですが、これは

道路の中心からか、あるいは路側からか、あるいはまた道路敷の端からか、どちらですか。

○政府委員(富樫凱一君) この特別治道区域の制限の中には二十メートルと申しますのは、道路敷の端からばかりまして二十メートルでございま

す。

○岩沢忠恭君 そうすると、市中へ入るときは大体高架になるとと思うのですが、高架になつて、市中においてそういう二十メートル云々というようなことをやると、市内の建築とかあるいは街路といふものに対しては非常な影響を受けるので、従つてあとから作る

高速道路といふものは、当然そういうようなことのないよう、非常に力一

ブを作る場合においても、大きなカーブを作つて視距も非常に大きなものを少くとも視距をどのくらいとつておる

か、あるいは最小半径をどういうところからとなるか、少くとも百二十キロのスピードを出すというならば、その最

小半径とか視距といふものは相当大きくなつたよりはならない。従つてこういふことがほんとうに起り得るかどうか

かと、こういうことを私は心配しておるので、これは安全のためにわざわざやつたような条文なんですが、実際は

大体山地においてポイント・カーブのところで起り得ると思ふのですけれども、そのほかドロン・カーブではこう

いますか。

○斎藤昇君 ただいまのところは、高速自動車国道といふものは、別にまだ考へてない、こうしたことでございますか。

おるのですが、どうですか。

○政府委員(富樫凱一君) その点はお話しの通りでございます。お話しの

よる場所にこうしたこと�이起るわけでございますが、見通し距離を得るため最初はあつたけれども、建築がで

きたために見通しといふものがなくなります。

○岩沢忠恭君 最後に一つ、十三条で、各幅が二十メートルをこえるとい

うことを規定してあるのですが、これは

道路の中心からか、あるいは路側からか、あるいはまた道路敷の端からか、どちらですか。

○政府委員(富樫凱一君) この特別治道区域の制限の中には二十メートルと申しますのは、道路敷の端からばかりまして二十メートルでございま

す。

○岩沢忠恭君 そうすると、市中へ入るときは大体高架になるとと思うのですが、高架になつて、市中においてそういう二十メートル云々というようなことをやると、市内の建築とかあるいは街路といふものに対しては非常な影

響を受けるので、従つてあとから作る

高速道路といふものは、当然そういう

ことをやると、市内の建築とかあるいは街路といふものに対しては非常な影

響を受けるので、従つてあとから作る

高速道路といふものは、当然そういう

ことをやると、市内の建築とかあるいは街路といふものに対しては非常な影

項になると、許可規定にこれはなつてありますね、これはどういう関係ですか。

○政府委員(富樫凱一君) これはこの第一項にあります道路一般自動車道あるいはまた政令で定められる交通の

自動車国道と連結する場合において、建設大臣に許可を受けなければならぬものとしておるわけでございます。

○委員長(中山福蔵君) だからその場合には、ただしということで建設大臣の許可を受けた場合において云々といふことはなるのが当然じゃないかと

思ひますがね。こういう場合にはどうも、私はあまり研究していないからなんですねけれども、ちょっと見たところではおかしいよう思ひ。一方は絶対的の規定で、一方は許可さえ受けられると、これは任意規定になるというふうな

ことが普通の行き方じゃないかと思うのですが、これは前の項目の絶対規定といふことをやると、市内の建築とかあるいは街路といふものに対することで、市街地においてはほとんど心配ないと、こういうふうに思ひます。連絡させてもいいものをここに

は任意規定になつておつて、先の方はは任意規定になつておつて、先の方は絶対規定になつておる。

○政府委員(富樫凱一君) この第十一

条の方は、これこれのもの以外は連結されてしまひません。

○委員長(中山福蔵君) ちょっとと私が第一項といふのは絶対規定として起

るが、これは前項のものと並んで連結されてしまうのです。連結させてもいいものをここにあげておるわけでございます。そのさ

せてもいいものにつきましても、建設大臣の許可を受けなければならないことにいたしておるのでございます。

○委員長(中山福蔵君) だから建設大臣の許可を受けなければ絶対規定といふものが一応帳消しになつて、許可を受けた場合には任意規定にそれが持ち越さ

れると、こういうことになるのじゃないですか。法文の体裁としてどんなものかと考えるのですが、おかしいと思

う。ただし書きを入れるならこれはよくわかるのですが原則と例外としてやるべきものだと思う。

○政府委員(富樫凱一君) よくのみ込

も、高速自動車道に連結してもいいものは道路、一般自動車道または政令で定める通路でございます。これは連結させてもいい。しかし連結させる場合にはやはり建設大臣の許可を受けると

いることでございます。

○委員長(中山福蔵君) だからその場合には、ただしということで建設大臣の許可を受けた場合において云々といふことはなるのが当然じゃないかと

思ひますがね。こういう場合にはどうも、私はあまり研究していないからなんですねけれども、ちょっと見たところではおかしいよう思ひ。一方は絶対的の規定で、一方は許可さえ受けられると、これは任意規定になるというふうな

ことが普通の行き方じゃないかと思うのですが、これは前の項目の絶対規定といふことをやると、市内の建築とかあるいは街路といふものに対することで、市街地においてはほとんど心配ないと、こういうふうに思ひます。連絡させてもいいものをここに

は任意規定になつておつて、先の方はは任意規定になつておつて、先の方は絶対規定になつておる。

○政府委員(富樫凱一君) この第十一

条の方は、これこれのもの以外は連結されてしまひません。

○委員長(中山福蔵君) ちょっとと私が第一項といふのは絶対規定として起

るが、これは前項のものと並んで連結されてしまうのです。連結させてもいいものをここにあげておるわけでございます。そのさ

せてもいいものにつきましても、建設大臣の許可を受けなければならないことにいたしておるのでございます。

○委員長(中山福蔵君) だから建設大臣の許可を受けなければ絶対規定といふものが一応帳消しになつて、許可を受けた場合には任意規定にそれが持ち越さ

れると、こういうことになるのじゃないですか。法文の体裁としてどんなものかと考えるのですが、おかしいと思

う。ただし書きを入れるならこれはよくわかるのですが原則と例外としてやるべきものだと思う。

○政府委員(富樫凱一君) よくのみ込

めない点があるのでござりますけれども、そのほかドロン・カーブではこう

題になつておました北海道について

けでございます。遠い将来にはそういうこととも考えられるかと存じております。

○小山邦太郎君 先ほど委員長の一条に対する質問に対してはお答えがなさいようですが、これはこういうふうに解釈はできないのですか。すべてではないかと思う。つまり「道路、一般自動車道又は政令で定める交通の用に供する通路その他の施設」これは高速度自動車道と連結させようとするときは建設大臣の許可を得ればいいのだ。

許可を得ればいい。「以外の交通の用に供する通路その他の施設」は、これは絶対にだめだ。こういうわけですね。そうすればこの条文はこれで私はね。どうも説明がへたで、その通り申し上げなかつたかと思いますが……。

○政府委員(富権凱一君) お話を通りでございます。どうも説明がへたで、その通り申し上げなかつたかと思いますが……。

それからそれ以外の交通の用に供する通路と言いますと、林道とか、農道とか、あるいは私道というものが考えられるのであります。そういうものを指しております。

○委員長(中山福蔵君) 私の言うのは、第一項は絶対規定で、第二項は同じ条文に含まれながら任意的な精神を帶びている。それがおかしいじゃないか。そこに矛盾があるじゃないか。第二項はただし書きとしてあけられなければならぬものじゃないかと、こうしたことわざとお尋ねしておるわけです。法文の体裁上こういう書き方はあまり見られないでお尋ねしておるのであります。

○政府委員(富権凱一君) この絶対規定だと申し上げましたのは、「その他の施設以外の交通の用に供する通路その他の施設」これがまあ絶対規定かと申しますがね。

○西田信一君 今のに関連してお聞きしますがね。その私道とか、農道とか、林道とかといふものがここにある。それを横断して、横断というか、それのあとに国道ができる場合もあるでしょうがね。そういう場合にはどう処理されるのですか。

○政府委員(富権凱一君) 立体交差に上るといふことなどござります。

○西田信一君 それは高速自動車道の施工の上に立体交差するということですね。既存の道路に何というか、通行とは一体どんなんのか、交通の用に供して——これは私設のものか、どういふことですか。

○政府委員(富権凱一君) できるだけ速道路の国道路方が上にいく場合もありますし、あるいは下をいく場合もあります。

○委員長(中山福蔵君) 速記をとめて。〔速記中止〕

○委員長(中山福蔵君) それでは速記を起して。他に御質疑がございませんか。

○岩沢忠泰君 私、自由民主党を代表いたしまして、本両案に賛成するものであります。

○委員長(中山福蔵君) おきまして、車両道法の制定は時宜に適したものであります。この道路の建設によつて大きく促進されるという事でありますので、先般制定いたしました縦貫自動車道との関連におきまして、慎重を期し上げたわけです。

車両道の整備につきましては、高速自動車道との関連におきまして、慎重を期せられるように希望することと、また在来道すなわち現在の国道とか、以下は、先般制定いたしました縦貫自動車道との関連におきまして、慎重を期せられるように希望することと、また縦貫自動車道及び道路整備委員会並びに府県道の整備を実施せらることを希望いたしまして、賛成するものであります。

○田中一君 私は日本社会党を代表して、ふたたびかつての兩十開発縦貫自動車道の路線の決定に対する立案の担当者を建設、運輸両大臣に修正しよろしくお願いいたします。政府は近い将来においても十分その意を体して、万全の実施を見ていただきたいと希望するわけであります。

○委員長(中山福蔵君) 全会一致であります。よつて両案は可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(中山福蔵君) なお、本院規則第百四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条に道路整備特別措置法の一部を改正する法律案に賛成の意を表するものであります。

○委員長(中山福蔵君) 本法案は過ぐる国会におきまして、衆参両院の要望にこたえて政府が提案したものであります。ことに臨時国会以来提案し、懇親審議中の国土開発総合自動車道建設法によって促進せられた形もあります。まことに衆参両院の意を体しての立法であつております。ただ政府におきますところの運輸、建設両省の所管争いが、おそらく今日までこのようないふたつの法律案の提案があつたのもそのためであります。まさにこの大変済と密接する大事業を遂行しようとしたものであります。ただ政府におきますところの運輸、建設両省の所管争いが、おそらく今日までこのようないふたつの法律案の提案があつたのもそのためであります。

○村上義一君 私は経風会を代表して、今問題になつております両法律案に賛成の意を表するものであります。

○委員長(中山福蔵君) 御異議ないと認めます。よつてさように決定いたしました。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますから、両案を可とされた方は順次御署名をお願いいたします。

考慮を払われることを強く要望いたしまして、討論を終ります。

○委員長(中山福蔵君) 他に御発言ございませんか。——他に御発言もないようありますから、討論は終局したるものと認めて、これより採決に入ります。

高速自動車道法案及び道路整備特別措置法の一部を改正する法律案、全部を問題に供します。両案に賛成の方は手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(中山福蔵君) 全会一致であります。よつて両案は可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(中山福蔵君) なお、本院規則第百四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条に道路整備特別措置法の一部を改正する法律案に賛成の意を表するものであります。

○村上義一君 私は経風会を代表して、この画期的な事業の遂行について、慎重な考慮を払つて万全な目的達成に邁進していただきたいということは、岩沢委員からも述べられた通りであつて、お付け加えて強く希望したいことは、本法の実施につきましては、少くからざる財源を要すると思うのであります。

○委員長(中山福蔵君) 本日はこれをもつて散会いたします。

○岩沢忠泰君 私、自由民主党を代表いたしまして、本両案に賛成するものであります。

○委員長(中山福蔵君) 本日はこれをもつて散会いたします。